

平成23年  
年頭所感

## 特許技監 南 孝一



新年あけましておめでとうございます。年頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

2010年は、1885年の専売特許条例の公布以来125周年という節目の年でした。この125年の間、特許法を始めとする産業財産権制度が経済産業の発展に多大な貢献をしてきたことは周知のとおりです。

一方で、近年の著しい技術革新、市場変化にともない、産業界における国際競争は、ますますその激しさを増しているところではあります。このような状況の中、我が国企業が諸外国の企業との国際競争に勝ち抜いていくためには、スピード感を持って、イノベーションを促進していくことが必要不可欠であると考えております。日本企業が持っている潜在的な技術力は、新たなイノベーションを起こし、現在の世界的な不況を打破していく事ができると思っております。

そのためには、官民一体となった、知的財産保護、活用の取り組みが必要であり、特に、国は権利付与の迅速化を始めとする知財保護のための環境整備を推し進めていく必要があります。このような観点に基づき、知的財産戦略本部にて定められた知的財産推進計画2010においては、「特許審査順番待ち期間を世界トップクラスに短縮する。(2013年に審査順番待ち期間を11か月)」という目標が掲げられております。まさに今、この目標の達成に向けて、審査官、審判官を始めとする特許庁職員が、全力で取り組んでいるところです。その結果として、特許の審査順番待ち件数は、着実に減少してきております。現状、審査順番待ち期間は28か月台ですが、2009年、2010年と一次審査件数が審査請求件数を大きく上回っており、今後は急速に短縮していく見通しです。「特許審査順番待ち期間を世界トップクラスに短縮する。」という目標に向けて、引き続き特許審査の迅速化に取り組んでいく所存です。

その一方で、市場や経済活動のグローバル化にともな

い、国際的な特許出願の数は急増し、各国へ重複した内容の出願が増加してきています。このような状況のもと、各庁の審査結果を相互に利用し合うワークシェアリングの取組が活発化してきています。ワークシェアリングの進展により、各国特許庁の審査に対する信頼性がますます重要となってきており、出願人の皆様からは、国際的な特許権取得の予見可能性の向上について高い期待が寄せられております。これらワークシェアリングを効果的に機能させ、かつ、特許権取得の予見可能性の向上を図るためには、迅速な権利付与とともに、質の高い的確な審査を行い、安定した権利の設定を行っていく必要があると考えております。

このような状況も踏まえ、昨年、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において、活用の促進、紛争の効率的・適正な解決、権利者の適切な保護、ユーザーの利便性向上といった観点から、制度改正の議論をしていただき、貴重なご意見を頂戴いたしました。また、報告書につきましては、パブリックコメントに付し、広くユーザーの皆様のご意見をお伺いさせていただきました。

私たち特許庁は、ユーザーの皆様にご利用しやすい制度の構築やユーザーの皆様にご満足いただけるような審査、審判を行い、強く安定した権利を設定していけるよう努力をしております。

### (審査・審判の状況)

審査、審判の処理量を維持しながら、審査、審判の質を高めていくことは、大変難しいことです。しかしながら、私たち特許庁には、これを実現していくことが求められています。特許庁を取り巻く状況および私たちに対する期待を認識したうえで、中立、公正かつ適正に特許権の設定を行うという審査・審判の使命を果たすために重要な2つの点について、述べさせていただきますと思います。

まず、1点目は、ぶれのない的確な審査・審判を行うこ

とです。特許権取得の予見性を向上させるとともに、安定した権利を付与し、企業等のビジネスリスクを低減させるためには、審査、審判の質を高め、これを維持していく必要があります。そのために審査官、審判官の皆様には、審査、審判の根幹である的確なサーチの実施、法令・審査基準等に則した適切な判断の実施をお願いいたします。また、バラツキのない的確な審査を提供することができるよう、審査基準の整備等も進めてまいります。

2点目は、審査・審判の効率的な遂行です。迅速かつ的確な審査、審判を実現するためには、審査官、審判官の増員、検索外注の質的・量的な拡充とともに、他庁のサーチ・審査結果の活用など様々な効率化の工夫をしなければなりません。また、審査・審判の効率化には、出願人や代理人の皆様にも協力を求め、円滑に意思疎通を行っていくことも必要ですが、迅速かつ的確な審査・審判に向けた私たち特許庁職員の真摯な取組なしには、出願人や代理人の皆様の理解と協力を得ることはできないと考えております。

是非、このような視点を大事にしながら、審査、審判業務に取り組んでいただきたいと思います。

#### (グローバル出願への対応)

市場や経済活動のグローバル化にともない、世界の特許出願件数は年間180万件を超え、その4分の3は、日米欧中韓の五大特許庁に出願されております。そして、そのうち、約3割の出願が複数の庁に重複して出願されています。このような状況のもと、各庁の負担を軽減し、ユーザーの皆様にも適切な審査結果を提供すべくワークシェアリングの推進が求められています。

日米欧韓中の五大特許庁は、このようなワークシェアリングの取組の推進を目的として、10の基礎プロジェクトを立ち上げ、それぞれのプロジェクトについてより詳細に検討し、実施していくため、3つの作業部会(分類関連・情報技術関連・審査関連)において議論を続けております。そして、昨年五大特許庁長官会合では、各プロジェクトの進展とワークシェアリングを促進する取組のほか、我が国が提唱する出願書類等の記述様式の国際標準化の重要性などについても議論され、今後の五庁協力を更に強化していくことが合意されました。

また、昨年11月に行われた日米欧三極特許庁会合では、各庁のサーチ及び審査の効率を向上させるため、他庁の作業結果の再利用を最大化させるべく、特許審査ハイウェイを始めとするワークシェアリングの取組を更に発展させることが合意されました。

このワークシェアリングにつきましては、我が国が、世

界に先駆け、特許審査ハイウェイ (PPH) を提唱し、2006年7月に米国との試行を開始したのですが、昨年10月にはスペインが新たにPPHネットワークに加わり、現在では、計13の国や機関が我が国とPPHを締結し、その利用件数は累積約7千件にまでに至りました。さらに、昨年からは、PCT出願の国際段階の結果を利用する特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) プログラムが開始され、出願人の皆様を始め、各国特許庁からも高い関心が寄せられております。

今後も、このようなワークシェアリングの取組を積極的に進めることで、審査の効率性を高めるとともに、出願人の皆様に満足していただける知財環境を提供してまいります。

企業におけるグローバルな国際競争について先述させていただきましたが、特許庁の間でも、既に出願人の皆様も各国特許庁の審査の質やユーザーサービスなどを考慮して、出願国を選択するという、いわば特許庁の国際競争時代に突入し始めており、今後は、この動きがさらに進んでいくものと考えております。

審査官・審判官を始め特許庁職員の皆様には、このような国際競争の中でも、出願人に信頼され、選択していただける特許庁となるために何をすべきなのかということ念頭に、日々の審査・審判業務に努めていただければと思います。

#### (出願人の皆様への要望)

私たち特許庁は、今後も、ワークシェアリングや審査、審判の品質を高めていく取組を進めてまいります。これらの取組を進めていくためには、出願人の皆様のご協力も不可欠です。出願人の皆様には、引き続き、事前に先行技術調査を十分に行っていただき、調査結果を有効活用した研究開発戦略、出願・審査請求戦略を推し進め、出願品質の向上、出願・審査請求の厳選、出願のグローバル化に引き続きご協力いただきたいと思います。

また、代理人をされる弁理士の皆様のご協力も欠かすことができません。出願人の皆様と共に、これらの取組を積極的に進めていただきたいと思います。

私たちは、ユーザーの皆様からの声を大切にしながら特許行政を進めてまいりたいと思いますので、皆様方がお気づきの点やご要望等がございましたら、遠慮なくお聞かせいただければ幸いです。

最後になりましたが、本年も皆様にとって良い年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。